

## **[事案 2020-367] 新契約無効請求**

・令和3年12月15日 和解成立

### **<事案の概要>**

契約時に認知能力が低下していたこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成27年11月に代理店を通じて契約し、令和2年9月に解約した変額個人年金保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料と解約返戻金の差額を返してほしい。

- (1) 契約当時、自分は高齢でアルツハイマー型認知症の診断を受けており、認知能力が低下していた。
- (2) 契約時に配偶者の同席を求めない等、高齢者に対する不適切な募集行為があった。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約当時に申立人の認知能力が低下していたことを裏付ける証拠はない。
- (2) 申立人は、正しいプロセスに則り本契約の申し込みを行っており、募集において違法行為は認められない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人配偶者ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、契約当時、申立人に意思能力がなく、高齢者募集ルールに反した行為があったとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本契約においては、申立人配偶者の預金を原資とすることが明らかで、このことは募集人も知っていた。募集人は、申立人から名義こそ配偶者のものであるが実質的には申立人自身の預金であると説明を受けたことから、申立人に適合した商品であると判断したと陳述しているが、他人の財産を預かる代理店の預金担当者としては軽率であり、本契約の適合性について疑問を感じざるを得ない。
- (2) 募集人は、原資となった預金の名義人である申立人配偶者に、本契約の保険料とすることに同意しているのか、確認をとっていない。
- (3) 募集人は、申立人の定期預金手続に関連して保険を案内したと陳述しているが、この陳述内容と申立人配偶者の預金を原資とした本契約の勧誘は矛盾している。